

議 長 日程第2「議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和3年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町の豊かな自然を生かした農業体験や自然体験における健全な休養と交流の場を提供し、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例について御説明を申し上げます。

今回提案いたしますこの施設でございます。中津川左岸、みやま運動広場の下流側ですね、平成4年にふれあい農園の管理棟として建設をしたものでございます。現在は特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律、これに基づきまして市民農園事業の一環としての活用をいただいているところでございます。平成22年ですね、この提案施設を位置づけておりました松田町ふれあい農園の設置及び管理に関する条例が廃止され、以来、先ほど申し述べました農地法の特例に基づく運用を継続してまいりましたが、公の施設としてここで適正な管理運営を推進したいということで、本条例を定めるものでございます。

それでは、新規制定でありますために、条ごとの概要をですね、御説明をさせていただきますと思います。1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。まず、第1条でございます。趣旨であります。先ほどの提案理由と同内容でございます。

続きまして第2条でございます。松田町寄農と交流拠点施設の名称ですね。寄3057番地に設置する旨の規定でございます。

第3条から第7条、こちらにつきましては、施設の管理に関する規定をして  
ございます。2ページ目にかけてでございますが、第3条におきましては施設  
の管理を町長が行うこと。第4条に関しましては集会・催事等の利用に際して  
は許可が必要なこと。5条、6条に関しましては、管理上支障の生じる利用や  
行為については制限、禁止内容、こういったものを定めてございます。

2ページ目の第7条におきましては、本条例に違反する場合は、許可の取り  
消しも行いますといった規定でございます。

続きまして、第8条から第10条関係につきましては、使用料に関する規定で  
ございます。使用料の関係でございますので、ちょっと恐れ入りますが、1枚  
おめくりいただいて、4ページ目を御覧いただけますでしょうか。4ページ目  
の一番下のほうに別表ということで掲げてございます。従来から施設で備えて  
おりますシャワールームの料金を1人1回300円。また、昨年度環境を整えま  
したコワーキングルーム、こちらについては1人2時間まで500円というこ  
とで規定をしてございます。この施設につきましては、立地の関係上、川遊びや  
ハイカーの方、ふれあい農園の利用の方以外も使っていただくことを想定して  
いるものでございます。

恐れ入ります、2ページのほうにまたお戻りいただけますでしょうか。この  
使用料に関しまして、第9条ですね、特別の理由がある場合は減免ができる規  
定が第9条。また、第10条におきましては、使用料の原則不還付を定めてござ  
います。

3ページ目でございます。第11条におきましては、利用に係る損害の賠償の  
関係ですね。また第12条におきましては、天災、事故、盗難等の不可抗力の際、  
町長はその責を負わないことを規定してございます。

第13条から16条ですね、こちらに関しましては指定管理に関する規定となっ  
てございます。第13条では、指定管理者への管理の代行ができる規定。また、  
第14条におきましては、利用料金を指定管理者が収受できること。さらには、  
先ほど御説明した別表に掲げる金額を上限に、町長の承認を得て定めるとい  
うことでございます。

15条におきましては、指定管理業務の範囲としまして、すみません、おめくりいただきまして4ページ目です。第1号から第5号までございますが、施設設備の維持管理、また利用許可、利用料金の収受、その他設置目的を達するに必要な業務等が掲げられております。

第16条におきましては、直営とその指定管理になった場合の読み替えの規定をしております。町長は指定管理者に、使用料は利用料金にという、いわゆる指定管理の場合の読み替え規定でございます。

最後に、17条ですね。こちらは規則委任となっておりますが、今回、本条例の施行規則案をですね、参考資料として次ページ以降に添付をさせていただいております。御高覧いただければと思います。この規則におきましては、開館時間や利用許可の手続、使用料の減免、利用者の原状回復義務等に関する規定を定めさせていただいております。

4ページ目の最後の条例の附則でございます。第1項におきまして、施行期日を令和3年10月1日とさせていただいております。これは新たに条例が設置されること、そして料金の徴集が始まるということを含みまして、一定の周知期間を考えて10月1日とさせていただいております。また第2項におきましては、この施設、13条に規定しますですね、指定管理に際し、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づく手続を10月1日の施行日前であっても行うことができる規定ということで、附則を定めさせていただきました。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で大変恐縮でございますが、御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

3 番 内 田 1点お伺いします。まず、この指定管理先をどういう形にお考えになっているのかと、もう1点、規則のほうで開館時間というのが明記されておりますが、これでは年中無休でやるのか、例えば休館日等を設けるのか、ちょっとその辺がこの規則だけでは読み取れないということですけど、それについて2点、申し訳ない、お伺いいたします。

観光経済課長 お答えさせていただきます。1点目の指定管理、これにつきましては、このたび提案させていただいているのはあくまで管理棟の施設だけでございます。その施設の管理を今現在の状況で申し上げれば、農地法の特例で、いわゆる市民農園、ふれあい農園のほうを管理していただいている会社が、事業者がございまして。やはりそこの利活用、これは不可分、一体の部分もありますので、指定管理先としては当然議会の御提案をさせていただきながら、この建物に関してはまた御提案をさせていただくものですが、まずここが一つ基本線になるかなと、担当としては考えておるところです。

2点目、開館時間でございますが、無休とさせていただいたのは、まず施設としての利用ですね、これが無休ということで、常時人がいることをなかなか想定できない施設でございます。そうした場合に、例えばトイレですとか、そういったところを御活用いただくに当たって、休みの日があるとなかなか使い勝手が悪くなるのかなと。人がいる時間帯というのがあるはあるんですけども、一応そういうことを含めて無休という表現にさせていただいているところなんです。これ、管理上、じゃあ休館日があるから、その日は使えないとか、そういった場合の施設とは少し趣が違ってくる場所もありますので、そういったことを含めて、この規則の案としてございます。

3 番 内 田 説明分かりました。今のね、開館の関係なんですけど、今のお話だと、例えば一般の方がね、中津川でバーベキューやったり何かした人がトイレを使いたいという場合はね、使えるようにしたいというお気持ちだとは思いますが。前回ちょっと平面図を見せていただいたんですけど、トイレだけは、例えばあそこに管理者が誰がいなくても、トイレだけ使えるようになるのか、それともその施設全部が開いていて、自由に入ることができちゃうのか、ちょっとその辺が、よくあの図面では分からなかったんですけど。そうすると、管理の面でちょっと危険というかね、そういう面が出るのではないかとはいえますけど、その辺はどうなんですかね。

観光経済課長 御回答申し上げます。今、私が利活用の点で川遊びも含めてというのは、まさに議員おっしゃるとおりの考え方でございます。指定管理者が決まる際には、

やはりそういった一般のトイレとかの利用もうまくできる形で、さらに施設内での当然管理上の影響がないような形というのをよく事業者と協議した中でですね、やっていきたいなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 番 内 田 ちよつとよく分からない答弁だったんですけどね。いずれにしても管理者とかね、その辺の面について、今言ったね、施設の利用の仕方については十分に協議して、施設が荒らされないように。正直言ってね。そのような方法もきちんと明確にして運営していただきたい。そのようにお願いします。以上です。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 今回の前者の質問に関連なんですけれども、管理の第13条の中で管理の代行で指定管理者ということで、指定管理者は今現在のふれあい農園の管理団体というんですか、をやっている人というふうな回答が前者のほうにあったと思うんですけれども、今現在ですね、そのふれあい農園の稼働状況等とですね、は、どの程度あられるのか。川遊びというふうな人の利用も考えられるという回答もありましたが、基本的にはふれあい農園の市民農園的に借りてですね、耕作をされる方を主に対象とされているというふうに考えますが、そういったですね、今現在の利用状況等ほどの程度でしょうか。

観 光 経 済 課 長 今現在の利用状況でございますが、そうですね、先ほど言った農園のほうの管理事業者が、人が常駐しているわけではございませんけども、いろいろ手入れをしている最中です。引き継ぎをしたんですが、なかなか中がいろいろ状況がありますので、やっている最中です。まず、市民農園の活用状況も含めてということでしょうかね。そうしますと、前事業者から引き継いだ今現在の利用者というのは、おおむね10人程度、区画数はもう少し、15以下ぐらいだったと思うんですけども、それぐらいということで、非常に今、利用の状況が厳しいというふうには聞いてございます。あとは、川遊びをした人に、このトイレを使ってくれというような御案内を今現在は当然しているわけではないので、そういった活用はほぼないと思います。つきましては、少ない利用者の方がその施設のトイレまたはシャワー等を御活用いただいているというのが現状でござ

います。

6 番 井 上 ありがとうございます。そうしますとですね、この交流拠点施設をですね、整備はされたわけなんですけれども、ここで利用料を取ってやる。例えば利用料を取るとですね、今回はこれ以降はですね、町が直接管理をするのか、指定管理かということがその次に条例のですね、議決後にですね、出てくると思いますが。そうしますと、かなりそういう少数の利用しか見込めない中でですね、こういった利用料金を取ると、やはり毎日ですね、管理者がいないと、例えば別表8条のほうのシャワールームの利用とかですね、コワーキングルームの利用というのは、やはり鍵の施錠・開錠というものが当然伴う中で、あまり効率的ではないのかなというふうに私は捉えますが、その辺はですね、どういうふうに考えていただけるのか、お伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 稼働状況は非常に厳しい中、こういった料金を設定することは、逆にその利用の促進を阻害するんじゃないかということも含めての御質問と捉えてよろしいでしょうか。新たにここで入ってきた農園の活用を今されてる事業者さんにおきましては、準備中の段階ではございますけども、今現在が非常に少ない利用状況ではございますが、その開設当時は100%に近い大盛況であったと。また、平成23年ぐらいですかね、この辺りで50%ぐらいになったというふうに過去の経緯を把握しているところでございます。やはり100%とは申しませんが、そこに近い形の利活用を相当見込んでおりまして、プラス立地上のやはり川遊びですね、川遊びも含めたいろんなニーズというのが、あそこでさらに展開できるんじゃないかということも、その事業者さんからお話を伺っておりますので、そういった意味ではその事業の運営に当たってですね、こういった利用料金の設定、料金の設定もいろいろ近隣の比較をしておりますけども、必ずしも高いものでは全然ございませんので、一定の活用が見込めるというふうに担当としては考えております。

6 番 井 上 担当課のほうのですね、考え方は分かりました。また、こういった施設が拠点になるということで、また新しい寄のですね、いろんな資源の活用ができるのかなというふうに考えます。そういった部分ではですね、ぜひよろしくお願

いをしたいと思います。

ただですね、あと1点ちょっと危惧するのはですね、今のふれあい農園の管理者がそのまま指定管理を受けた場合に、例えばふれあい農園のですね、今のところ10人で15区画しかないということで、それ以外の管理を農園管理者がするわけですね。周りが草ぼうぼうだというわけには当然いかないでしょうから。そうしますとですね、そのふれあい農園管理者自体がですね、例えばシャワールームとかワーキングルームを利用してですね、そこは管理者が利用するのでというふうなね、形で、無償となるというふうな想定もありますので、その辺の対応というのをどういうふうに考えてられるのか。それは今後の話、指定管理自体がまだ本会議の場には上がってきてませんので、将来的な話になりますけれども、その辺のですね、実態はどういうふうに考えてられるのか、お考えがあれば伺いをしたいと思います。

観光経済課長 お答えさせていただきます。利活用が少ないということは、それ以外に農地が荒れるような形であれば、なおのこと利用も下がっていくと思います。そういう意味では、まずは利活用を増やすというのが一番本筋の話に事業者としてはなるのかなというふうには思っています。農地の管理については、当然力を入れて、よりいいイメージで利用促進を図るわけでございますけども…（私語あり）指定管理者としてのコワーキングスペースを使うというのは、あくまで別の利用者、来た方に使っていただくものでして、指定管理者が例えば入った場合には、施設の間取り図の中に事務室もございまして、そちらのほうで大丈夫だと思います。コワーキングルームを使って指定管理者が…（「シャワー」の声あり）コワーキングじゃなくてシャワー。指定管理者が使った場合に、要は料金的な話の整理のことですか。なるほど。よく指定管理者と協議して、指定管理者の指定議案を出す際には整理してまいりたいと思います。

議長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが。

5 番 田 代 私、産業厚生ですので、この付託案件、詳細に審査する立場なので、大きいことだけ聞かせてください。

まず1点が、すごい気になるのが、この施設を管理棟無休とする。これ、市民農園ってハウスとかそういうの、ないですよ。露地野菜をやってる農園ですよ。そうすると、農家以外の方でもみんな分かると思うんだけど、特に寒いとき、12月から2月、あの農園の景色を想像してみてください。3月の今、暖冬だと言っても3月は寒い。そのときに、先ほどの話で、わずか10人程度、15区画。宣伝して増えるかもしれません。でも、その寒いときに来られる人がいるのかな、利用されるのかな。ですから、やはり私は休館日は設けるべきだと思います。

町長にお尋ねします。ハーブ館は休館日設けてますよね。それも週1日ではなくて、ある程度の2日とか、季節によって違いますけれども。今度は指定管理者に委託するときに、町で休館日を設けていて、お客さんが来ないであろうときにも無休で開けると、これは町長、どういう考えでこういう条例にされましたか。

町長  お答えします。この条例のこの規則に書かれているようにね、規則の話ですね。ここに書かれているように、休館日のところに無休とすると。ただし、町長は云々と、休館にすることができるという、原則論は無休ですよ。ただし書きがこういうふうに書かれていますよね。ここで読み取るようにですね、また開館時間についても最終的には管理運営上必要があると認めるとき、先ほど言われているように、基本的にニーズがなかったりとかですね、そういったところに関しては変更することができる。逆に長くすることもできるし、短くすることも可能だと。そこの読み替えの中で、何ていうんですかね、指定管理者さんの思いとか、指定管理になった場合ですけどね。指定管理になった場合にはそういうふうなことも検討することは可能だというふうに考えていますので、あくまでも原則ということで考えています。

またですね、ここに農と交流拠点施設の、先ほど井上議員のお話もありましたけど、新たな機能を今回追加してるわけですよ。コワーキングスペースというような。要は年中ここに来て要はテレワークができるというような枠を今回設けていますから、冬場だから人が来ないというのを先にちょっと決めつ



けるのもどうかなと思いつつ、ここではあくまでも全体的に一応無休でやりますけど、運営しながら、いや、ちょっと、これはさすがに難しいよということになれば、当然休館もしていくというふうに御理解いただければと思います。以上です。

5 番 田 代 町長のおっしゃられること、よく分かります。町長ね、これね、規則案ですけども、規則がついてるからこういう議論ができるんですよ。一方で、行政協力委員、規則がついてないですよ。条例は何でもそうですけど、一番最後に規則への委任、ここで言うと17条です。この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると。一方の行政協力委員のほうも読み上げませんけれども、同じようになっていると思います。昔は、我々が職員のとときは条例と規則をセットで出さなければ議会は審議してもらえませんでした。説明不足だと。前からもこのお話はしてると思います。規則をつけないで平気で上程する。それでじゃあ委員会まで出しますよと。私はそういうものではないと思います。これは町長のお考えでそういうふうなあれで規則を出されないわけですか。お答えください。

町 長 特別私が規則を、これはつける、これはつけないとか、一々そんな言葉で指示したことは一回もないんですけどもね。ただ、先ほど言う過去のそういうふうにしてやっていたということであれば、今、助言をいただいたので、そのような格好で対応していきたいと思います。以上です。

5 番 田 代 過去にそういうふうにはやってたんじゃないんですよ。いいですか、じゃあ。24号の行政協力委員、これの2ページ一番末尾を見てください。委任、第11条、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。片方では規則で言ってます。こちらのほうは、前は要綱だったから、要綱にされるのか規則に…ごめんなさい。前も規則か。そうだね。規則があって廃止した。ですから、これは必要な事項というふうには書いてありますけど、私は規則でも要綱でもいいんですけども、これをやっぱりセットで添付する。条例が必ず委任しているんですよ。そういうシステムなんですよ。それで片方の規則または要綱の添付がない。これではやはり審議できないです。今までやってたから、じゃあそう

しますという考えは私はおかしいと。町長、いかがでしょうか。

町長 おかしいかおかしくないかは、それぞれに考えればいいのかと思うんですけどもね。まずもって、ここに書かれているのはですね、書かれていることとか、先ほどちょっとうちの担当の課長もね、お出しするという話をしたことでもありますので、そのようにお答えしておられればいいと思います。

あとですね、この委任のところ、ちゃんと読んでもらえばいいんですよ。町長が別に定めるということで、定めて、しっかりとした形でやっていくということで、これはある意味、執行者の責任の部分になってくるんじゃないかなろうかと思えますし、その辺りは議会軽視とかというよくお言葉を使われますけれども、そのようなことでやっているわけじゃないということだけ、改めて申し上げておきます。以上です。

5 番 田 代 こちらの寄の交流拠点と行政協力委員、言葉は違いますが、やはり委任しているわけですよ。今の町長のお話ですと、後で別に定めて、私の権限でやるよというお話なんですけど、条例の補完をするものが規則ないし要綱。それで、提案するというのは、それがセットで付託された委員会で審議するんです。ですから、総務課長は提出するとお答えされたと思います。これからもそのようなルールでお願いしたいと思いますが、いかがですか。

町長 ルール化するのであればですね、きちっと議会の皆さん方とお話をしてルール化していきたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 議会と相談してという話ありましたけれども、私は条例を提案する立場の方は、条例と規則ないし要綱、それはセットだと思います。見解の違いということで受けとめらせていただきます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例については、産業厚生常任委員会に付

託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。